

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成23年6月10日京都市条例第 7 号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり、京都市音羽児童館を新設することとしました。

京都市音羽児童館を京都市山科区音羽森廻り町34番地の5に設置します。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用の許可の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第7号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市大塚児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市音羽児童館	京都市山科区音羽森廻り町34番地の5
----------	--------------------

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市音羽児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)